

令和6年11月21日

新規／

「相続登記の申請義務化」市民セミナーを開催します

宮津市・京都司法書士会・京都地方法務局 共催

～ 相続登記義務化ってどんな制度？ わが家を「空き家」にしないために ～

令和6年4月から施行された「相続登記の申請義務化」制度について、市民の皆様幅広く知っていただくため、宮津市・京都司法書士会・京都地方法務局の三者共催により、セミナーを開催します。

令和6年4月1日から「相続登記義務化」がスタートしました。

「持ち家があるけど、このまま放っておいても大丈夫？」「空き家はなぜ問題になる？」

「空き家にしないためには何ができる？」など、本市の空き家の状況や制度について、市民の皆さんと一緒に学びます。

日 時・場 所

【第1回目】

と き 令和6年11月27日（水）午後1時30分～午後3時

ところ 府中地区公民館（宮津市字中野678）

【第2回目】

と き 令和7年1月17日（金）午後1時30分～午後3時

ところ 宮津市福祉・教育総合プラザ3階 第1コミュニティルーム

内 容

- (1) 【宮津市 説明】 宮津市の空き家の状況、空き家対策について
- (2) 【京都地方法務局 説明】 相続登記申請の義務化について
- (3) 【京都司法書士会 説明】 空き家の相続登記について
- (4) 質疑応答

その他

- ・ 京都地方法務局 「出前講座」制度を活用
- ・ 事前申込制（先着順）（申込締切【1回目】11/25（月）【2回目】1/15（水））
※定員に達し次第終了（定員：各回30人）

【担当者のコメント】

令和5年住宅・土地統計調査（R5.10.1 現在）が実施され、本市は京都府内で空き家数、空き家率とも、高い結果となりました。現在、本市では『地域とともに空家を活かす』を基本方針に空き家対策に取り組んでいます。今後、管理不全な空き家を増やさず、空き家の利活用を進めるため、相続登記をしておくことが重要です。本年4月からスタートした「相続登記の申請義務化」制度について、市民の皆さんと共に理解を深めたいと思います。

お問い合わせ先

企画財政部/移住定住・魅力発信課/移住定住促進係
TEL：0772-45-1689